

## 令和2年第13回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和2年12月10日(木) 午後1時30分

2 閉会 令和2年12月10日(木) 午後3時24分

3 場所 総合福祉センター 2階技能習得室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	9番 阿部 英志
10番 渡邊 則文	11番 能登谷 和正(会長代理)
12番 仮谷 昌典	13番 中田 省吾
14番 犬飼 正己	15番 秋山 陽太郎(農地担当)

欠席 1人

8番 河田 直樹

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘 前田 操 守安 淳市 池上 次男 小西 安彦 竹内 功次  
黒瀬 昭夫

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 国橋 一輝 主事 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

12番委員 13番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第54号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第55号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第56号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

議案第57号 農用地利用集積計画について

報告第38号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

**開会 午後1時30分**

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦勞様でございます。

12月も半ばになり大変寒くなってきております。朝夕の寒さが身に染みるようになってきております。また、新型コロナにつきましても昨日も岡山で11名、計688人というふうに、収束どころか、どんどんどん全国でも大勢の方がコロナになっております。皆様方も予防には十分留意していただきたいと思っております。また、岡山県の農業会議におきましても、明日の講習会においても11月30日にやるかやらないかという事で決を採りまして、やろうというような事で明

日の講習会になっております。皆様方も講習会に行きまして、色々なことを学んでいただいて、勉強して農地の事、あるいは地元とのプレーの中で色々な遊休農地あるいは放棄地等が無いようなところの勉強をしてほしいと思っております。また、農閑期になっておりますけれども、私も原営農組合で22町程やっておりますけれども、今大納言いうて小豆の大粒のぶんを5町程植えておまして、まだもう少し残って今トン袋に7袋程収穫しておりますけれども、これは小豆の事を言いますと、去年は出来てなかった、高くなるかなと思っていたら国民の皆さんに対して高くするといけないんで輸入するという事で、変な事を聞いたような感じでおりますし、また、今年においては需要が少ないから高く買えない言うふうな、米の余り現象あるいは小豆はあんこに使えんのかなどと、まあお客様が来ない。いろんな事がありまして、本当に経済というのは変な動きをしとんじやなかろうかと思っておりますけれども、我々農業従事者にとりましては、一生懸命やっていかなければいけないと思っておりますので、皆様方にもコロナに負けないこと、風邪に負けないことに十分注意していただきたいと思っております。

それでは、只今より令和2年第13回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席は、農業委員が14名、欠席が1名です。欠席者は8番委員でございます。農地利用最適化推進委員の方が7名出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしく願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

### **【日程第1 議事録署名委員の指名】**

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、12番委員、13番委員を指名いたします。

## 【日程第2 会期の決定】

(会長)

次に、日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

## 【日程第3 付議事件】

(会長)

次に日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

## 【議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。

それでは、早速、付議事件の審議に入ります。

議案第53号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第53号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号49番】

(農地担当)

それでは、2ページ49番、久代の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(1番委員)

今回の申請ですが、譲渡し人の方が●●●●さんと言われまして、この方は法的な事が出来ないという事で、成年後見人を立てて司法書士の方に依頼しておられました。一応司法書士の方にも電話で確認を行っております。譲渡し人にしても本人が百姓が出来ないというような事で、譲受人の●●●●さんですが、すぐこの自宅が隣どうしのような事で、まあお隣さんのような感じで、今回取得するというか譲り受ける土地も●●●●の、譲受人の自宅からほんの50メートル程離れたすぐ側というふうになっております。それで●●さんの方も、今現在稲作とかして6反少々稲を作ったりして今も農業をやっておられます。それでまあ取得した土地も今後農地として活用するというようなことで申請が出ていますので、審議の方よろしくをお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

それでは、推進委員でございます竹内委員、何かございましたらお願いいたします。

(竹内委員)

譲渡し人がここに記載されていますように、草刈り等出来ないような状態にして、周辺の方々がですね今まで草刈りをしているというような状況でございましたので、これからは●●さんがきちっとされるという事で、周辺の方も喜んでおられますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

49番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、49番は許可されました。

【受付番号50番】

(農地担当)

続きまして50番, 下林の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

この案件につきましては譲渡し人の●●●●●さんが高齢で, 畑の管理が大変になり, 家族兄弟にも相談しましたが, 誰も畑は作らないと, そして要らないという事で近所で昔からお世話になっている●●●●●さんをお願いすることになったそうです。譲受人の●●さんは, 近所の評判も良く, 地区内の中核的な農家で今後水稻や野菜を中心に増反を希望されております。今後, 周辺地域との関係を守り, 協力していきますのでどうぞよろしく申し上げますという事でした。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして, ご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

50番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め, 50番は許可されました。

#### 【受付番号51番】

(農地担当)

続きまして51番, 窪木の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

譲受人の●●●●●さんですか, この方が恐らく隣の田んぼもやっておられるんだろうと思います。それで, 譲渡し人の●●●●●さんがもう出来ないという事で, ●●さんをお願いしておるんじゃないかと思います。●●さんの方は十分やれる能力はあると思います。よろしくご審議ください。

(農地担当)

それでは前田推進委員，補足のほうございましたらお願いいたします。

(前田委員)

この件について確認をとらせていただきました。本人ともお話をさせていただきました。今説明がありました通り，ちょうど田んぼが隣り合わせという事で本人も出来ないという事で，●●さんが譲り受けるというふうな状況です。農地等の利用状況につきましては，●●●●さんは兼業農家ではありますけれども，自作地が約10アール，それから借入地が約60アール。共に正常に作られております。それから作付け予定ですけど，水稻で569平方メートルとなっております。それから本人の機械の所有ですけど，トラクター，田植え機，コンバイン等農業に必要なものは全て保有されております。農作業に従事する者ですが，3名おまして，親子で協力されてやっております。それから現地ですけど，本人の家より西へ280メートルくらいで，時間的にも2分程度の場所です。農作業の従事状況ですが，奥さんが年間約100日，娘婿さんが50日，本人が150日位となっております。それから，周辺地域との関係ですが，確認項目1番から5番まで全て支障はありません。当該農地の利用見込みは，水田として利用する予定です。私の見解としましては，本人は地域の土木委員もされており，地域での慣習それと防除計画等に従って行いますので，何も問題ないと思います。どうぞご審議のほどお願いします。

(農地担当)

この件につきまして，ご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

51番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め，51番は許可されました。

#### 【受付番号52番】

(農地担当)

続きまして52番，下原の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

この土地はですね、●●部落の中なんですけれど、一番山側の裾そのすぐ脇にあるという所でありまして、現在のところはここ数年は耕作をされておられません、草刈り等の手入れだけはされておられました。その場所的なものは、この譲受け人の●●●●さんの宅地のすぐ脇というかすぐ側です。で、敷地の境界から立ち上がっておりまして、2メートルくらい高い位置にありまして、かなり急傾斜になっております。これについて、双方とも無償贈与するという事で合意しておるという事は確認しております。譲受け後はこの●●さんの方で家のすぐ側でありますから非常に便利という事で野菜を作りたいというふうに意向を持っておられるようです。この●●さんの方は、現在のところは米、それから野菜等を作っておられますけれども、主にこの方の父親の方がやっておられますが、●●さんの方もまだ若い方ですけれども、その手伝いをしながら今しっかり後を引き受けるという事で意欲をもってやっておられます。という事で、今後の野菜づくり等には特に問題は無いと思います。

以上です。

(農地担当)

それではこの件について小西委員、補足等ございましたらお願いいたします。

(小西委員)

11番委員のご説明の通りで何も私の方から付け加えるものはございません。ご審議よろしくお願いたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

52番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、52番は許可されました。

【受付番号54番】



(農地担当)

続きまして54番、延原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(2番委員)

この方は親子関係でございまして、地元としては何も言う事はございません。詳しくは黒瀬委員の方から説明をお願いいたします。

(農地担当)

では黒瀬委員、お願いいたします。

(黒瀬委員)

この渡し人の方は実の親でありまして、もう場所が離れていて出来んという事で。受け人の方は住所が実家です、もう家族が誰もおられんで一人になって、もうこれをやるという事で申請しておりますので問題は無いと思います。よろしく申し上げます。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

54番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、54番は許可されました。

#### 【受付番号53番, 55番】

(農地担当)

続きまして55番、秦の件でございますが、ちょっと1ページおはぐりいただきまして4ページの53番、使用貸借の案件が同じ秦でございます。受け人が同じ方でございますので、一括して審議とさせていただければと思います。それでは55番、53番、共に秦の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

譲渡し人の方が●●市の住所になっております。で、受け人の方が秦の●●さんという事で、ちょっと年齢は●●歳で高齢なんですけど、まあ高齢と言ったら失礼になるんですけど、増反によるという事で有償の取引をお願いしたいという申請になっております。地元の協力委員さんにもお話を聞きましたが、譲受け人の方は地元農業にも精通されていまして、別段問題は無いでしょうというふうな話でありました。また現地調査もやりましたが、一団と管理された畑というふうな形で譲受けをされた後も別段問題が無いというふうな判断をいたしました。ご審議の方よろしくお願いたします。

それと、次のページの53番の件なんですけど、これは貸借の件という事で、貸し出していくという事で、設定期間は3年というふうになっています。譲渡し人の方は●●さんで職業は農業、譲受け人の方も同じく先程の●●さんです。田んぼなんですけど、場所も自宅から2、3分で自動車で動ける場所でもありますし、利用権設定という事で別段問題はないというふうに判断しました。ご審議の方よろしくお願いたします。

(農地担当)

ではこれらの件につきまして池上推進委員、補足等ございましたらお願いたします。

(池上委員)

今農業委員が言いました通りで、別に問題は無いと思いますので、よろしくご審議の方お願いたします。

(農地担当)

これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

はい。あの、この受けられる方の耕作面積は2反弱なんですね。で、今度借り受けるっちゃうか、が1反8畝ぐらいで、一応この地区は4反以上か3反かっちゃうのはどちらなんですか。

(農地担当)

事務局お願いたします。

(主査)

はい。秦地区の下限面積は4反となります。この度、所有権移転と使用貸借と出ておりまして、それらの面積を合わせましたら下限面積4反はクリアするようになっています。

(6番委員)

はい。分かりました。

(農地担当)

他に何かご質問等ございましたらお願いたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

55番それから53番, これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め, これらは許可されました。

#### 【受付番号56番】

(農地担当)

続きまして56番, 南溝手の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

この案件につきましては, 守安委員から報告をさせていただきますのでよろしくをお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

今14番委員にご発言いただいたんですけれども, 農地の方は南溝手でございますので, すいませんが4番委員, 先をお願いいたします。

(4番委員)

この南溝手●●●●●なんです, すぐ東隣の●●●●●と●を宅地にするようにしております。それで申請が出ております。恐らくこの●●さん, 同じ●●さんなんです, 親戚か親子になると思います。それで家のすぐ西側に, 同じように地上げをして畑を作ろうと思っておるんだろうと思います。恐らく作るのはどなたが作られるか, お父さんが作られるか, 息子さんが作られるのかちょっと分らんですけど。要するに田んぼの, 家のすぐ西側の畑だと思います。別段問題は無いと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは守安推進委員, お願いいたします。

(守安委員)

今さっき言われましたように, ちょっと私も会うことが出来なかったもので, 電話で一応確認させてもらって, 受人の方, この方が話をさせてもらって土地があまりにもちょっと少なんで, 隣がどういうあれで, 自分の土地ですかと言われたら, 隣の土地が息子さんが家を建てるために購入し

たらしく、その反対に少しだけ残っているのが●●さんのこれが渡し人ですかね。その方が少しな  
んで何も出来ないんで買ってくれという事で、それで受け人の方がそれなら買いましょうという事  
で、そういう話になったらしいです。で、受け人の方はお百姓もしてまして、6反ほど水稲、あと  
7畝ほど野菜、また、機械等はトラクター、コンバイン、田植機、軽トラック。お百姓の歴は40  
年ぐらいで4、5人の手伝いの方がおられるという事です。場所的には家から2キロ程で約5分程  
です。日数はまあ200日ぐらいお百姓されているという事で何も問題ないと思われます。ご審議の  
方よろしくお願ひします。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

56番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、56番は許可されました。

#### 【受付番号57番】

(農地担当)

続きまして57番、秦の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

譲渡し人の方が●●市●●町●●の●●さんという方なんですが、●●歳で取引の土地は秦地区  
になるんです。譲受け人の●●●●さん、この人はちょっと個人的なあれかもしれませんが、お父  
様が●●さんで、隣に家を建てられて農業を親子で一緒にされている方でございます。で、自宅の  
すぐ目の前にある畑になるんですが、そちらの土地を譲り受けたいという事です。それで申請書  
に挙がっている譲受け人の●●さんという方が●●歳で、この人が息子さんなんですが、地元でぶ  
どう組合の役員もされていますし、これから地元で農業を頑張っていくというふうな闘志に燃えた

方なので、別段問題は無いと判断いたしました。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

それでは池上推進委員，補足等ございましたらお願ひいたします。

(池上委員)

別に何もありません。よろしくお願ひします。

(農地担当)

この件につきまして，ご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

57番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め，57番は許可されました。

以上をもちまして，議案第53号の審議は全て終了いたしました。

#### **【議案第54号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

次に，議案第54号，農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について，を議題といたします。

それでは，事務局より説明をお願ひいたします。

(主査)

**【議案第54号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

**【受付番号23番】**

(農地担当)

それでは、6ページ23番、窪木の件でございますが、この後出てまいります5条、11ページ83番同じく窪木、この案件と関連がございますので一括して審議とさせていただきます。それでは6ページ23番、それから11ページ83番、共に窪木の件でございます。これらにつきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

まず●●●●●、4条の関係ですが、いえ、5条の関係もひっくるめて申し上げます。この土地の北側、これは宅地となっております。それから東側に道路が通って、南北の道路が走っております。それから西側も宅地と。それから南が道路と畑の部分が入っております。これは●●●●●のみの事ですが、そういう現状になっておりました。現地の方ですが、●●●●●はこれはもうほぼ宅地の一部として利用されておるのかなあというふうに思います。それから、●●●●●につきましては現在畑で野菜が植わっておったというふうな状況でございます。これは12月7日に現地調査を行っております。その時に参加した者は、会長、15番委員、10番委員、私と推進委員の小西委員、竹内委員この6名で行っております。

以上でございます。

(農地担当)

それではこれらの件につきまして、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

23番の窪木●●●●●は、既に宅地化されておまして、要するに事後の確認という事です。もう農地ではございませんので用水も必要ありません。それから排水の方としましては申請地からの雨水は既存敷地内に浸透するようにし、隣接地に直接流入しないように留意します。また申請地からは生活雑排水は発生しません。日照・通風につきましては、申請地の用途は農家住宅の敷地拡張であり、この度申請において新たな建築行為はありませんので、周辺の日照・通風に影響はありません。土砂の流出等につきましては、申請地は盛土の行為を行わないため、隣接地へ土砂が流出する恐れはありません。が、被害が発生しないように常に留意します。総合判定としまして隣接地へ影響は無いものと思われまます。どうぞ審議ください。

(農地担当)

すいません4番委員、11ページの83番もお願いします。

(4番委員)

今は畑です。用水は全て宅地になりますので必要ありません。排水は、申請地からの生活雑排水については、合併処理浄化槽に接続します。浄化槽は、処理水と雨水は宅地内に設けた桝に集め、土砂を沈殿させ、その後民有地水路を経て既設道路側溝へ放流します。日照・通風につきましては、申請地の用途は住宅用地であり、高さ7.7メートル程度の建築物です。周辺に農地はありませんので日照・通風に影響はありません。土砂流出等につきましては、申請地は隣接地との境界部分にはブロック擁壁を設置し隣接農地へ土砂が流出しないように計画しています。隣接する土地に影響

は無いものと思われます。どうぞご審議ください。

以上です。

(農地担当)

それでは前田推進委員，補足等ございましたらお願いいたします。

(前田委員)

それでは最初に23番の方から調べた結果を報告します。周辺の状況は先程仰ったとおりです。それから営農条件への影響についても先程委員が述べたとおりでございます。本申請につきまして、申請者が農地法を熟知しておらずに許可申請を行わず無断で造成，建物を建ててしまいました。始末書も出されておまして、大変反省をしております。調査の結果，隣接地には影響は無いと判断いたしますので，よろしくご審議の程お願いいたします。

それから83番につきましても，周辺の状況，営農条件への影響につきましても委員が仰ったとおりでございます。問題無いと思っておりますので，よろしくご審議の程よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

ご報告にもありましたように，4条の案件については既にカーポートが建設されており，今回始末書の方も提出されております。農地区分ですが，4条，5条の案件とも甲種農地，第1種農地，第2種農地，第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第2種農地と判断しています。

(農地担当)

これらの件につきまして，ご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

はい。この83番の方はこれは別の人が一般住宅として122平方メートルを受けるっていう事ですね。で，既に23番の方はもうカーポートがあるっちゃう事ですから，完全に名前は出てますけど別の形で購入というか借り受けるいう事ですね。

(農地担当)

事務局お願いします。

(主査)

この度の受け人である転用事業者ですが，土地所有者のお孫さんにあたります。それでこの土地を借り受けて住宅を建てるという事です。

(6番委員)

はい，分かりました。

(農地担当)

他にどなたかご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

6 ページ 2 3 番それから 1 1 ページ 8 3 番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

以上をもちまして、議案第 5 4 号の審議は終了いたしました。

#### **【議案第 5 5 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について】**

(農地担当)

続きまして、議案第 5 5 号、農地法第 5 の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第 5 5 号 農地法第 5 条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

**【受付番号 7 9 番】**







なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

79番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、79番は許可されました。

#### 【受付番号81番】

(農地担当)

続きまして、81番、黒尾の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

この申請につきましては、2つ地番がありますけれども●●●●●●が宅地になる予定のようです。それから●●●●●●はそれに入っていく進入路になるものと思われま。で、これに接する東側は田、今耕作はされておられません。西側は既に建っておる宅地とそこの入口、南側は道路、北は田という事でございまして、この申請地の現況は、現在は何も作られていない、まあ元々田であったと思われま。

以上でございます。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(3番委員)

この黒尾の案件につきましては、地元では特別問題は無いと聞いております。詳しくは地元推進委員の石尾さんの方からお願いしたいと思います。

(農地担当)

それでは、石尾委員お願いいたします。

(石尾委員)

案件はですね、譲渡人の●●さんが●●歳と高齢者で譲受け人の●●さんは現在借家で子供の成長に伴い手狭になり、総社市内で住宅を検討したところ見つかったという事です。周辺の状況は先程申された通りです。営農条件への影響ですが、用水は沈殿柵を設置し道路側溝へ接続します。排水については合併浄化槽を使用し、直接道路側溝に流入しないようにします。それから日照・通風について、隣接農地がありますが、日照・通風に支障が極力無いようにします。土砂の流出等は、隣接地との境界部分には土留壁を設置し、盛土部分の崩壊により隣接土地へ土砂が流出しないようにします。総合判断としては問題ないと思います。審議お願いします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

81番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、81番は許可されました。

【受付番号82番】

(農地担当)

続きまして、82番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

申請地の東側は宅地。一部畑があるようですが、ほぼ宅地でした。西は道路、南は宅地、北は田という状況になっております。現地の状況ですけれども、現在のところは何も作られておりませんでした。転用に伴う影響は特に無いものと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をいたします。

(15番委員)

当該申請地でございますが、●●●の西部分にあたりまして、●●●の南東側、最近活発に開発されておる地域でございます。段々市街化が進んでまいりましてもう田んぼの方が少ないくらいになってまいりました。周辺状況といたしまして、只今現地調査の報告がございました通りであります。で、先月ちょうどこれの北側の隣地近くから、道路を通すという申請があったばかりの所でございます。で、現在現地調査に行きましてちょうどその道路工事に入っております。今回の申請地の北側に一部分田がまだ残るんですけれども、先程申しました先月申請しております道路と挟まれるようになりまして、いずれはそこも転用申請が上がってくるものと思っております。で死に地のような形になりますので、営農への影響は全く無いものと捉えております。開発が進んできているエリアでもございますし、地元として今回の案件にしても問題は無いものと捉えておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

82番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、82番は許可されました。

### 【受付番号84番, 85番】

(農地担当)

続きまして84番、北溝手の件でございますが後に続く85番、同じく北溝手、この件と関連ございますので一括して審議とさせていただきます。それでは84番、85番、共に北溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

この●●●●●, ●●●●●につきましては、地図をご覧いただき通り接した土地でございます。現地の方ではもうほぼ一体として境界もはっきりしないような状況で、全体で田というふうに見えるような土地でありました。これの南寄りが細長く、●●●●●という事になっております。それと、東寄りの北側が●●●●●ですので、合わせて両方で申し上げます。東側につきましては田、それから西も田、●●●●●の南側は宅地という事になります。それから●●●●●の北側は先程の●と別の田という事で、●●●●●の北側は道路というところでございます。両方とも現況は先程申しましたように、もう一体としての田でございます。で、転用に伴う影響等は特に無いものと思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

84番のこれは●●●●●番にすぐ自分の自宅がありまして、その建物を治すのに入っていく所が無いという事で2メートルか3メートルですか、買って多少盛土をして、要するに進入路、家の補修をするための土地を確保するものです。ですから残りの田んぼについては、北側の用水から用水を供給できるようになっております。排水につきましては、雨水排水は東側の既設水路に放流します。通路であり、雑排水は出ません。日照、盛土について、盛土は30センチ程度であり、建

築物も設置しませんので影響はありません。土砂の流出等、申請地は隣接地の境界部分には建築ブロック擁壁を設置し、盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないように留意します。総合判断としまして隣接地に影響ないものと思います。どうぞご審議ください。

続きまして85番の方ですが、これも同じ●●●番地の水田を分割したものです。ここは新しい住宅を建てる目的です。用水は北側の水路から供給できるようになっております。排水は、申請地への雨水は擁壁内に宅内枡を設け市道側に設ける側溝に流します。生活雑排水は合併処理槽に接続し、宅内枡に流し、土砂を沈殿させ既設水路に放流します。日照・通風につきましては、予定建築物は木造二階建てで高さ6メートル程度です。西は農地、南には3メートルの通路も計画されて、家も建っています。農地の日照・通風に支障が極力無いように留意します。土砂の流出等、申請地は、隣接地との境界部分にはブロック擁壁を設置し、盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないように留意します。総合判断としまして隣接地に影響ないものと思います。どうぞご審議ください。

以上です。

(農地担当)

それでは前田推進委員、補足等ございましたらお願いいたします。

(前田委員)

現地調査の結果ですけど、先程4番委員から説明があった通りでございます。84番、85番両方とも問題無いと思いますので、よろしくご審議の方お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、2件とも●●●●●●●●のおおむね500メートル以内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

84番、それから85番、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号 86 番】

(農地担当)

続きまして 86 番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11 番委員)

この土地につきましては、●●●●●はこれは進入路になるものと思われま。●●●●●は宅地目的でございまして、これは元々大きな田の南寄りと言いますか、南東寄りの方向を一部宅地にしていくというところ。元の土地は同じという事になります。東側は元の土地の一部残り、西側は田です。南側は既に建っておる宅地、北側は残りの田んぼという事でございまして、これは転用に伴う影響も特に無いものと思われま。現地の方は何も現在のところは作付けはされておりませんでした。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4 番委員)

用水につきましては南側の市道内水路を通じて確保できます。排水につきましては、雨水排水は敷地内の雨水溜桝より民地内水路を通じ、市道内水路へ放流します。生活排水は合併浄化槽により処理し、雨水と同様に市道内水路に放流します。日照・通風につきましては、予定建築物が一般住宅で全高 7 メートル 8.4 程度のものです。建物は北側境界から 1.4 メートル、西側境界から 1.8 メートルから 2.55 メートル離して建築し、近傍農地の日照・通風に極力支障が無いようにします。土砂の流出等につきましては、住宅用地との境界にブロック土留を設置して造成し、土砂が流出しないように留意します。総合判断としまして、隣接地に影響は無いものと思われま。どうぞ審議ください。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)





が、管理だけはされておるようです。転用に伴いまして特に他の農地に影響は無いものと思われ  
ます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(4番委員)

用水につきましては宅地内側溝を通じて確保できます。排水につきましては、雨水排水は敷地内  
の適所に配置した雨水溜桝より民地内側溝を通じ、水路へ放流します。生活排水は合併浄化槽によ  
り処理し、雨水と同様に水路に放流します。日照・通風につきましては、予定建築物が一般住宅で  
全高7.55メートル程度のものです。建物は東側境界から1.35メートル、南側境界から1.  
45メートル離して建築し、近傍農地の日照・通風に極力支障が無いようにします。土砂の流出等  
につきましては、住宅用地との境界にブロック土留を設置して造成し、土砂が流出しないように留  
意します。総合判断としまして、隣接地に影響は無いものと思われま。どうぞご審議ください。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しな  
い農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

87番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、87番は許可されました。

【受付番号77番】

(農地担当)

続きまして10ページ77番、秦の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

この土地かなり広い土地であります。この東側につきましては畑、●●●●●●の辺りは畑かなと思われ。それから西は道路に接しておりました。南は通路部分を挟んで田んぼ、北は田という状況でございます。現在のところですが、何も作付けをされておられません。これは転用をされても特別影響するところはないものと思われ。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員)

現地調査等を行いました。この土地の申請は、公共事業の業者さんが●●さんの土地を貸していただくというふうな形、簡単に言いますとそういうような状況になっております。令和4年の3月31日までの利用期間という話になっております。で、現状なんです、現地調査の報告をいただいてまあそうなんです、利用はその土地に駐車場と仮設トイレと現場事務所を設置するという形になっていると思います。現在地上げをされていまして、周りの土砂の流出等の防止は努めてやりますという報告もいただいているようなので、別段問題は無いかなと思われ。ご審議の方よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは池上推進委員、何か補足等ございましたらお願いいたします。

(池上委員)

別に何もありません。委員の言われた通りで、よろしくお願ひします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しています。例外規定として、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものに該当します。転用期間ですが、申し訳ありません。ちょっと議案の方の修正をお願いします。転用期間が令和2年11月17日から令和4年3月31日までとなっておりますが、転用期間を許

可日から令和4年3月31日までに修正のほうよろしく申し上げます。申し訳ありません。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

77番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、77番は許可されました。

#### 【受付番号78番】

(農地担当)

続きまして78番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

これも広い土地ではございますが、北側の広い道路に面した所でございまして、東側は●●●●の●●●がございました。西側は細い水路、道路がございまして。南側は宅地となっております。それから北は、先程申しましたように広い道路に面しております。ただ一部分、地図の通り●●●●●●という、これは何も作られておりませんでしたけれども、過去に田であったと思われる土地が一部ございました。この土地は駐車場目的のようですが、先程の小さい田が残る部分を除いて他は全て周囲に農地はございませんので、特に影響は無いものと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員)

当該申請地でございますが、●●●●●●●●、●●●●●●の北側の●●●●●●の辺りから高梁川に向かいまして東西に広がっている大きい新しい道沿いでございます。●●●●●●の●●●●●●ができてその周りがどんどん毎月のように開発が進んでいるエリアでございます。当該申請地、この度の申請は●●●●●●さんの露天駐車場としての転用申請でございます。周辺状況等は只今調査の報告にございました通りであります。現地調査の報告にもありましたように、当該農地の北側、大きい道との間に僅かながら農地が残ります。当該の申請者とは別の持ち主さん、まあ隣地ですね。の農地が残りまして、この農地元々この道路が出来た残地のようなものでございます。で、道路の高さよりは当然農地下がっておりまして、今回の申請で露天駐車場でございますので地が上がります。で、もう両隣共に転用が済んでおる状況で、この三角形の残地だけへこんで残るような形にはなってしまう。が、実際もうこの地権者の方、地にはおられませんで隣地承諾の判をもらっておりますので転用自体に影響は無いと思われませんが、邪推にはなりますが一緒に売ればよかったのになあと思うような感じになってしまっております。ただ、そこ以外の周辺営農的には問題無いですし、隣地の持ち主等も問題無いようですので今回の案件自体には影響は無いものと考えております。というわけでして、ご審議の程よろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

78番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、78番は許可されました。

【受付番号76番】

(農地担当)

続きまして76番、小寺の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

申請地のこの東側、この地図の通りですね。道路が走っております。それから西側は宅地という事になっております。これは申請人の親御さんという事ようです。それから南側は道路と水路が並行して走っております。接しております。北側は既に宅地となっております。これに伴う影響というものは特に無いものと思われまます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をいたします。

(15番委員)

当該申請地は、●●●●●の道を挟んで東側に位置する農地でございます。周辺状況といたしましては、今お話があった通りでございます。西隣に面します宅地が渡し人の家でございます。実際に今回の申請人は親子関係でございますので、ご実家の横に新たに家を建てるという案件でございます。当該申請地自体は、登記、現況は田となっておりますが、果樹、野菜等を作られておる畑、実際は畑地としてこのところずっと耕作をされております。で、今回のこの転用におきましても、周辺隣地に営農上の問題が起きることもありませんし、今家を建てるにあたって特段大きな土盛りをすることもありませんので、何ら影響が出るものとは考えておりません。地元としては問題無いと捉えておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

76番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、76番は許可されました。

#### 【受付番号80番】

(農地担当)

続きまして80番、久代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(11番委員)

この申請地の東側は、畑と一部宅地になっておるような所もございますけれども、主に畑かなと思われます。それから西は南北に走る道に面しています。間に小さい水路のようなものがありましたけれども、これは公のものではないようです。それから南側は宅地になっておりまして、貸し出し人の名義のものと思われます。それから北側はすぐ北の方に●●がありますけれども、この●●の駐車場いうことになっておりました。現況の方は現在野菜が植わっておる畑として利用されておりますけれども、転用後に周辺に他の農地はございませんので特に影響は無いものと思ひます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員)

貸出人と借受人は親子関係で、今現在家族7人で住まれてます。で、子供さんが上が今●●●の

●●●から●人いらっしゃって、家が手狭という事ですぐ裏に畑があるという事で、そこへ別れ家という感じで建てるので今回の申請になったという事です。でまあ、この方さっき言ったように畑があつて他にも農地がありましてそちらの方で今野菜とか、建てるという事で今年から違う所へ畑として、昨年まではちょっと荒らしてたんですけども、今年からいいように整地して4、5畝あると思いますけどそこで今畑をされてます。それで建てる所ですが、周りが畑なんで用水とかも関係ありません。排水ですが、生活排水は合併浄化槽を設置して集水枿を設け南側が自宅の横に側溝がありますのでそこを通して南側の市道の側溝に流すという事です。日照・通風ですが、東側が道路とか畑なんで関係なく、南側に自宅いうことで影響ないと思います。土砂の流出等はコンクリートで擁壁をして隣地へ土砂が流出しないようにするというような事です。そういう今回若い人の別れ家いう事で、手狭になったという事で申請になっていますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

(農地担当)

それでは竹内委員、何か補足等ございましたらお願いいたします。

(竹内委員)

1番委員のご説明の通りでございます。よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

80番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)



異議なしと認め、80番は許可されました。

以上をもちまして、議案第55号の審議は全て終了いたしました。

### 【議案第56号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

(農地担当)

次に、議案第56号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第56号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】

### 【受付番号7番】

(農地担当)

今回の用途廃止申請に伴いまして、地元委員に確認をしております。私が確認しておりますので報告いたします。今回は用悪水路を宅地化、宅地の一部として利用という事で用途廃止申請が出ております。現地につきまして、一番最後の地図がついてるところを見てもらえばいいんですが、●●●●●●の180号を挟んで向かい側、もう完全なる市街地でございます。現地確認に行きましたが、現地がどこか分からないような状況でございまして、既に地上げをされております。実際はその駐車場の端っこに残っておると言えば残っておるといような形なんですけど、水路としての役目は今しておりません。農業委員会として周辺営農上に問題があるかどうかの確認なんですけれども、周辺に農地もありませんので一切影響は無いと考えておりますので、この度のこの用途廃止をいたしても影響は無い、と地元としては考えております。

以上です。

(農地担当)

只今地元委員，確認委員からの説明がございましたが，この件につきましてご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければ今回の用途廃止申請につきまして，周辺営農上問題なしと回答させていただいてもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは，そう回答させていただきます。

### 【議案第 5 7 号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

次に議案第 5 7 号，農用地利用集積計画についてを議題といたします。別冊子に分厚いやつが皆さんのお手元に届いておると思いますが，議案第 5 7 号利用集積について，を議題といたします。で，恐らく皆さんこれ届いた時点である程度目を通されたと思うんですが，これから事務局が呼びする委員さんは，今回この利用集積に関連ございますので退席をしていただきます。ただ，もしあったらいけませんので，名前を呼ばれた委員さん以外に実は今回の利用集積に私も関連してるよという案件がありましたら，すいませんが自分で名乗り出てもらえればと思います。では事務局お願いいたします。

(主査)

該当委員の方が，3 番委員，1 4 番委員，1 0 番委員，池上委員です。事務局で確認しているのは以上の方ですが，もし見落としがありましたら申し訳ございませんが退室の方お願いいたします。

(農地担当)

それでは今呼ばれた委員さんは，すいませんが退室の方お願いいたします。

【1 4 時 5 1 分 退室】

(農地担当)

それでは、今回のこの利用計画について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【議案第57号 農用地利用集積計画についてを朗読】**

(6番委員)

すいません、ちょっといいですか。今説明があったんですけど、中間管理機構が大分これ占めてんですけど、これはどういう形で決めていくんですか。作業は誰がどうするか、うかその地区地区に近くの人か。

(主査)

流れといたしましては、中間管理機構が農地を借り受けます。その後、担い手の方へ機構の方から配分するという事です。

(農地担当)

すいません、ここでちょっと休憩といたします。

**【14時57分～15時12分 休憩】**

(農地担当)

この件について、他にご質問等無ければもう原案通り承認といたしますが、よろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは原案通り農地利用集積計画は承認といたします。入室いただいでください。

**【15時13分 入室】**

(農地担当)

以上で議案第57号の審議は終了いたしました。

**【報告第38号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

報告第38号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【報告第38号 報告書について朗読】**

**【報告第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当)

次に、報告第39号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

**【報告第39号 報告書について朗読】**

**【報告事項】**

(農地担当)

24ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。18条第6項の合意解約等でございます。

以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。  
また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が9件、4条関係が1件、5条関係が12件でございました。  
また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、周辺営農上問題無しと回答することといたしました。また、農用地利用集積計画について、原案通り承認といたしました。  
以上で、日程第3付議事件の審議は全て終了いたしました。  
ご協力ありがとうございました。

#### 【日程第4 その他】

(会長)

ありがとうございました。  
次に、日程第4、その他に入ります。  
委員の方から何かありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

それでは、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(主事)

- 【研修について】
- 【現地調査日時等について】
- 【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理)

皆様お疲れさまでございました。もう既にご承知かもしれませんが、今日の新聞を見ますと、米の作況が出ておりました。まあ全国的には平年並みのようですが、岡山につきましては雨やウンカの影響でやや不良というような結果が出ておるようでございます。今年は色んな事があまりいい話が無かって、その上にこのような状況という事で踏んだり蹴ったりというような事が非常に目立ってしまったなという感じがしております。こういう事も今年限りになってほしいと思いつつながら、今年最後の総会になりますが、皆さん来年はいい年を迎えられますように祈っております。

ます。

本日は非常におつかれでございました。ありがとうございました。

**閉会 午後3時24分**